

うちなー健康経営宣言

第 1946 号 令 和 6 年 11 月 1 日 登録 令 和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

運動機会の増進、メンタルヘルス対策に積極的に取り組み、 社員が安心して健康的に働ける職場環境を目指します。

取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
- 3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
- 5. 運動機会の増進に取り組む
- 6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
- 7. メンタルヘルス対策に取り組む